

東郷町特定開発等事業の道路、水路等の基準を定める規則

(趣旨)

第1条 この規則は、東郷町開発行為及び土地利用の調整に関する条例（平成29年東郷町条例第25号。以下「条例」という。）のうち特定開発等事業の道路、水路、調整池その他の公共施設の構造等の基準に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則における用語の意義は、条例に規定する用語の例による。

2 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 公共用物 東郷町公共用物管理条例（平成14年東郷町条例第23号）第2条で規定する公共用物をいう。
- (2) 後退線 建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第2項の規定により道路の境界線とみなされる線をいう。
- (3) 雨水流出抑制 雨水が河川又は下水道に直接流出しないように行う措置をいう。
- (4) 雨水流出抑制施設 雨水流出抑制を目的として設置する施設をいう。
- (5) 流末経路 雨水及び雑排水が特定開発等事業の区域から河川に至るまでの流出する経路をいう。
- (6) 放流先 雨水及び雑排水が特定開発等事業の区域から流出する河川法（昭和39年法律第167号）第5条及び第100条で規定する河川をいう。

(事業区域の確定)

第3条 事業者は、町へ所有権移転する公共用物があるときは、特定開発等事業の区域を確定するものとする。

(公共用物の付替え)

第4条 事業者は、特定開発等事業の区域に町の管理する公共用物があるときは、次のいずれにも該当する公共用物を新たに設置しなければならない。

- (1) 従前の公共用物と同一の用途であり、規模及び機能が同等以上であること。
- (2) 特定開発等事業の区域において、公共用物の起終点を変えないこと（区域外

に影響がないと町長が認める場合を除く。)

- 2 前項の規定にかかわらず、公共用物の機能が将来にわたり必要がないと認めるときは、公共用物の付替えを行わないことができる。

(道路の計画)

第5条 特定開発等事業の区域に新設する道路(以下「新設道路」という。)は、都市計画法(昭和43年法律第100号)、道路法(昭和27年法律第180号)及び地区計画に適合しなければならない。

- 2 前項に定めるもののほか、新設道路の築造は、交通量、車種及び速度、並びに道路網における交通の分布及び将来交通量の増加に配慮した構造としなければならない。

(道路の基準)

第6条 条例第22条第1項ただし書の規則で定める有効幅員4メートル以上とすることができる小区間で通行上支障がないときは、都市計画法第12条第1項第1号に規定する事業が施行された区域外の道路であって、次のいずれかに該当する場合とする。

- (1) 特定開発等事業の区域の面積が0.3ヘクタール未満であるとき。
- (2) 特定開発等事業により設置される道路の延長が50メートル未満のとき。
- (3) 住宅目的の特定開発等事業により設置される幅員6メートル以上の道路で囲まれた街区内の区画道路であって、延長される予定がなく、かつ、延長が120メートル以内のとき。

- 2 新設道路に占用物件を設けるときは、町と協議の上計画しなければならない。

(町が帰属を受ける道路の基準)

第7条 条例第55条第3項第3号の規則で定める基準は、次のとおりとする。

- (1) 新設道路の交差による交差角度は、75度以上とし、隅切り長3メートル以上の隅切りが設置されていること。ただし、町長及び愛知県公安委員会がやむを得ないと認めるときは、新設道路の交差による交差角度を60度以上とし、隅切り長4メートル以上の隅切りとすることができる。
- (2) 2以上の新設道路を同一の既設の公道に接続するときは、新設道路間の道路中心距離が15メートル以上離れていること(既設の公道が幅員6メートル未

満であって、安全上支障がないと町長が認めるときを除く。) 。

- (3) 新設道路の勾配は、9パーセント以下を標準とし、地形等の状況からやむを得ないと認めるときは、東郷町道路構造の技術的基準を定める条例（平成25年東郷町条例第12号）第21条に定めるところによる。

（道路の舗装）

第8条 新設道路の車道部の舗装の構成は、公益社団法人日本道路協会のアスファルト舗装要綱によるCBR試験を実施し、町と協議の上、町長が別に定める基準により決定するものとする。

（道路の排水設備）

第9条 新設道路及び特定開発等事業の区域に接する道路には、道路側溝、集水桝等の排水設備を整備するものとする。

- 2 道路側溝、集水桝等の排水設備は、第14条の排水計画に適合した断面等を確保したものとしなければならない。

（歩道の構造）

第10条 歩道は、セミフラット式を標準とする。

（交通安全施設）

第11条 町長又は愛知県公安委員会が交通安全上必要と認めるときは、次に掲げる施設を町長又は愛知県公安委員会が合理的な範囲で必要と認める場所に設置しなければならない。

- (1) 防護柵
- (2) 道路照明施設
- (3) 視線誘導標
- (4) 道路反射鏡
- (5) 区画線（交差点記号を含む。）
- (6) 前各号に掲げるもののほか、交通安全上必要と認める施設

- 2 前項の規定にかかわらず、新設道路の道路境界線付近の高低差が1メートル以上のときは、防護柵を設置しなければならない。

（道路の擁壁）

第12条 新設道路を支持する擁壁は、見かけ高3メートルを超えてはならない。

(自動車の乗入れ口)

第13条 自動車駐車場の乗入れ口は、道路交通法（昭和35年法律第105号）

第44条各号に規定されている道路の部分に設けてはならない。ただし、敷地内歩道の設置、視距の確保等の交通安全対策を図り、交通安全上支障がないと認められるときは、この限りでない。

2 前項ただし書の規定の適用に当たっては、町長及び愛知県公安委員会と協議をしなければならない。ただし、東郷町が管理する道路以外の道路の場合にあっては、その管理者とも協議しなければならない。

(特定開発等事業の排水計画)

第14条 条例第25条第1項の排水計画の規則で定める基準は、都市計画法、砂防法（明治30年法律第29号）、森林法（昭和26年法律第249号）、特定都市河川浸水被害対策法（平成15年法律第77号）の規定並びに行政機関の定める河川等に関する計画に整合させ、特定開発等事業の区域から放流先へ至る排水経路を確認し、集水区域全体を考慮したものでなければならない。

2 前項の計画は、放流先への流出雨水量が特定開発等事業の施行前より上回らないようにしなければならない。

(調整池及び雨水の貯留施設の設置)

第15条 事業者は、放流先の比流量計算から行為面積当たりの流出量に基づく排水量を超えるときは、調整池又は雨水の貯留施設を設置しなければならない。

2 調整池又は雨水の貯留施設の規模、放流量及び構造は、町と協議の上、決定しなければならない。

(排水経路の整備)

第16条 事業者は、特定開発等事業に伴い排水経路を改良する必要があるときは、水路管理者と協議の上、経路を整備し、又は当該区域からの雨水流出抑制のための措置を講じなければならない。

(町が帰属を受ける調整池の基準)

第17条 町が帰属を受けることができる調整池は、洪水調節方式が自然放流式（穴あきダム方式）でなければならない。

2 事業者は、町が帰属を受けない調整池を善良な管理者の注意義務をもって管理

しなければならない。ただし、放流先又は排水経路が改修され、調整池の機能が
必要なくなったと認めるときは、この限りでない。

(町が帰属を受ける水路の基準)

第18条 町が帰属を受けることができる水路は、管理用地として2メートル以上
の空地（水路構造物のある土地を除く。）を確保し、自然流下方式でなければな
らない。

(補則)

第19条 この規則に定めるもののほか、特定開発等事業の道路、水路等に関する
基準は、道路構造令（昭和45年政令第320号）その他関係法令及び町長が別
に定める基準の定めるところによる。

(委任)

第20条 この規則に定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項は、町
長が別に定める。

附 則

- 1 この規則は、平成30年4月1日から施行する。
- 2 条例附則第3項の規定により行う手続に係る特定開発等事業については、この
規則の施行前においても、この規則の基準に従わなければならない。